

平成30年12月27日
田端ふれあい館第3ホール

第1回 (仮称) 芥川龍之介記念館検討委員会
次第

1. 開会
2. 委員委嘱
3. 委員紹介
4. 委員長選出、副委員長指名
5. 議題
 - (1) 検討委員会の運営について
 - (2) (仮称) 芥川龍之介記念館の建設について
 - (3) 今後の予定について
6. 勉強会
 - (1) 芥川龍之介の生涯
 - (2) 施設見学 (建設予定地→田端文士村記念館)

【配付資料】

- 資料1 (仮称)芥川龍之介記念館検討委員会設置要綱
- 資料2 (仮称)芥川龍之介記念館検討委員会委員名簿
- 資料3 「(仮称)芥川龍之介記念館検討委員会」会議の運営にかかわる確認事項 (案)
- 資料4 (仮称)芥川龍之介記念館の建設について
- 資料5 整備予定地に関する諸条件について
- 資料6 参考__作家等記念施設の概要
- 資料7 参考__北区観光ガイドマップ (田端・滝野川エリア)
- 資料8 参考__田端文士村記念館パンフレット

(仮称) 芥川龍之介記念館検討委員会設置要綱

30北地地第5246号
平成30年8月17日区長決裁

(設置目的)

第1条 (仮称) 芥川龍之介記念館 (以下「記念館」という。) の開設について検討するため、(仮称) 芥川龍之介記念館検討委員会 (以下「委員会」という。) を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 記念館の開設に関し必要な事項を調査・検討し、その結果を区長に答申すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、区長が必要と認めること。

(構成)

第3条 委員会は、区長が委嘱又は任命する委員をもって組織し、委員の構成は、別表のとおりとする。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命された日から第2条第1号の規定による答申の日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員の中から委員長が指名する者をもって充てる。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(名誉委員長及び顧問)

第6条 委員会に名誉委員長及び顧問を置くことができる。

- 2 前項の規定により、名誉委員長及び顧問を置くときは、区長が委嘱する。

(委員会の招集)

第7条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、地域振興部文化施策担当課長において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか委員会の運営に関し、必要な事項は、地域振興部長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成30年8月17日から施行する。
- 2 この要綱は、第2条第1号の規定による答申の日限り、その効力を失う。

別表（第3条関係）

学識経験者	2名
町会・自治会代表	1名
商店街代表	1名
公募	2名
政策経営部長	
地域振興部長	

(仮称) 芥川龍之介記念館検討委員会委員名簿

(敬称略)

区分	氏名	所属
名誉委員長	芥川 耿子	芥川龍之介ご令孫
顧問	関口 安義	都留文科大学 名誉教授
	宮坂 覺	フェリス女学院大学 名誉教授

学識経験者	神田 由美子	東洋学園大学 講師
	庄司 達也	横浜市立大学 教授
町会・自治会	浅賀 義男	田端東部自治会 会長
商店街	浦野 和也	田端駅通り商店街振興組合 専務理事
公募	菊池 敏正	区内代表
	桜井 美保子	区外代表
区職員	中嶋 稔	政策経営部長
	浅川 謙治	地域振興部長

事務局	小野 祐子	地域振興部文化施策担当課長
	奥山 美穂	地域振興部文化施策担当課主査
	鬼塚 恵理	地域振興部文化施策担当課
	石山 泰史	北区文化振興財団事務局長
	石川 士朗	田端文士村記念館研究員
	木口 直子	田端文士村記念館研究員
	種井 丈	田端文士村記念館研究員

「(仮称) 芥川龍之介記念館検討委員会」会議の運営にかかわる確認事項 (案)

第1 この内規は、「(仮称) 芥川龍之介記念館検討委員会 (以下「委員会」という)」の会議の公開に関し必要事項を定めるものとする。

第2 会議は運営上支障がない限り公開とする。

第3 傍聴を希望する者は先着順で受け付けるものとし、所定の傍聴簿に自己の氏名及び住所を記入の上、所定の傍聴席で傍聴しなければならない。

第4 次の事項に該当する者は、傍聴席に立ち入ることができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者。
- (2) その他議事を妨害することを疑うに足りる事情が認められる者。

第5 傍聴人は次の行為を行ってはならない。

- (1) 議事に対する発言や騒ぎ立てる等、議事の進行を妨げること。
- (2) カメラ・ビデオカメラ等での撮影及び録音をすること。

2 会長は、前項に掲げる行為を行った傍聴人の退場を命じることができる。

第6 発言の要旨等は事務局でまとめ、内容を確認のうえ北区ホームページ上に掲載し、広く区民に周知することとする。

(仮称) 芥川龍之介記念館の建設について

1 目的

北区は、芥川龍之介が大正3（1914）年から昭和2（1927）年に亡くなるまで居住した田端の旧居跡地の土地の一部を購入し、芥川龍之介単独では日本で初となる、(仮称) 芥川龍之介記念館（以下「記念館」という。）を建設し、文学界に残した多大な功績を称えるとともに、田端文士村記念館を拠点とする田端地区及び滝野川エリアにおける文化のまちづくりを進めるうえでの大きな契機とする。

2 検討方法

記念館の施設や展示のあり方などについての基本的な考え方（コンセプト）を検討するため、(仮称) 芥川龍之介記念館検討委員会を設置する。

3 現地の状況と経過

かつて芥川龍之介が居住していた場所は、後に3筆に分筆され、集合住宅1棟と個人住宅2棟が建っていた。

昨年、そのうち1棟の個人住宅が売却されることとなったため、今年6月、区はその土地を購入することを公表した。

今年7月、旧建屋が除却された後に区が購入し、現状は更地となっている。

4 主な実施項目とスケジュール（案）

(1) 主な実施項目等

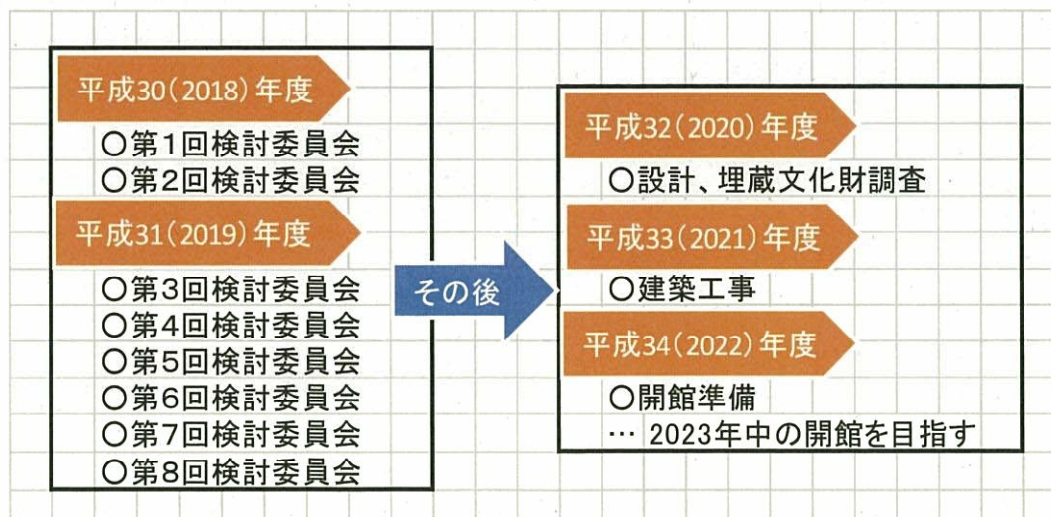
平成30年度

事業概要、芥川龍之介の生涯、施設見学（建設予定地、田端文士村記念館）、施設見学（都内同種施設等）

平成31年度

事業概要、基本的な考え方（コンセプト）の検討、整備構想（施設のあり方、書斎復元、田端文士村記念館との関係、周辺施設との連携、財源確保策、展示のあり方、物品寄付の考え方）等、素案のまとめ

(2) スケジュール



5 委員会の構成

資料2「(仮称)芥川龍之介記念館検討委員会委員名簿」のとおり

6 委員会の主な検討項目(案)

開催回	予定年月	想定する内容
第1回	平成30年12月	事業概要、芥川龍之介の生涯、施設見学(建設予定地、田端文士村記念館)
第2回	平成31年1月	施設見学(都内同種施設等)
第3回	平成31年4月	事業概要、基本的な考え方(コンセプト)の検討
第4回	平成31年6月	基本的な考え方(コンセプト)の検討
第5回	平成31年8月	整備構想(施設のあり方、書斎復元、田端文士村記念館との関係、周辺施設との連携、財源確保策、展示のあり方、物品寄付の考え方)等
第6回	平成31年10月	整備構想(施設のあり方、書斎復元、田端文士村記念館との関係、周辺施設との連携、財源確保策、展示のあり方、物品寄付の考え方)等
第7回	平成31年12月	整備構想(施設のあり方、書斎復元、田端文士村記念館との関係、周辺施設との連携、財源確保策、展示のあり方、物品寄付の考え方)等
第8回	平成32年1月	まとめ

「(仮称)芥川龍之介記念館」の整備

予算額 223,317千円

北区では、田端文士村記念館(北区田端6-1-2)において、明治後半から昭和にかけて展開した田端文士芸術家村の歴史の継承に努めている。

このたび、その中心的人物である芥川龍之介の旧居跡の土地の一部を取得し、芥川龍之介の名を冠し、単独で業績を顕彰する施設として日本初となる、「(仮称)芥川龍之介記念館」の開設を検討する。

1. 目的、ねらい等

芥川龍之介が大正3年から昭和2年に亡くなるまで居住した田端の旧居跡地の一部を区が購入し、芥川龍之介の名を冠し業績を顕彰する施設として、日本で初となる「(仮称)芥川龍之介記念館(以下「記念館」という。)」を開設し、田端文士村記念館を拠点とする田端地区及び滝野川エリアにおける文化のまちづくりを進めるうえでの大きな契機とする。



国立国会図書館所蔵

2. 事業内容

(1) 芥川龍之介の旧居跡の土地の一部を区が購入する。

【住 所】 北区田端1-20-9

【敷地面積】 332.85㎡

(2) 記念館の開設にあたっては、学識経験者、関係者、行政などからなる「(仮称)芥川龍之介記念館構想検討委員会」を30年度に設置し、施設や展示のあり方などについて検討する。

(3) 記念館には、芥川龍之介関連資料の展示のほか、実物大の書斎の再現等を検討する。

(4) 記念館の開設にあたっては、資金の一部にふるさと納税や寄付金の活用など全国の芥川龍之介ファンや文芸ファンなどから調達することを検討する。



芥川龍之介 田端の家復元模型

(田端文士村記念館展示)

3. 今後の予定

平成30年 用地取得

(仮称)芥川龍之介記念館構想検討委員会設置(～平成32年度)

平成35年 記念館開設(予定)

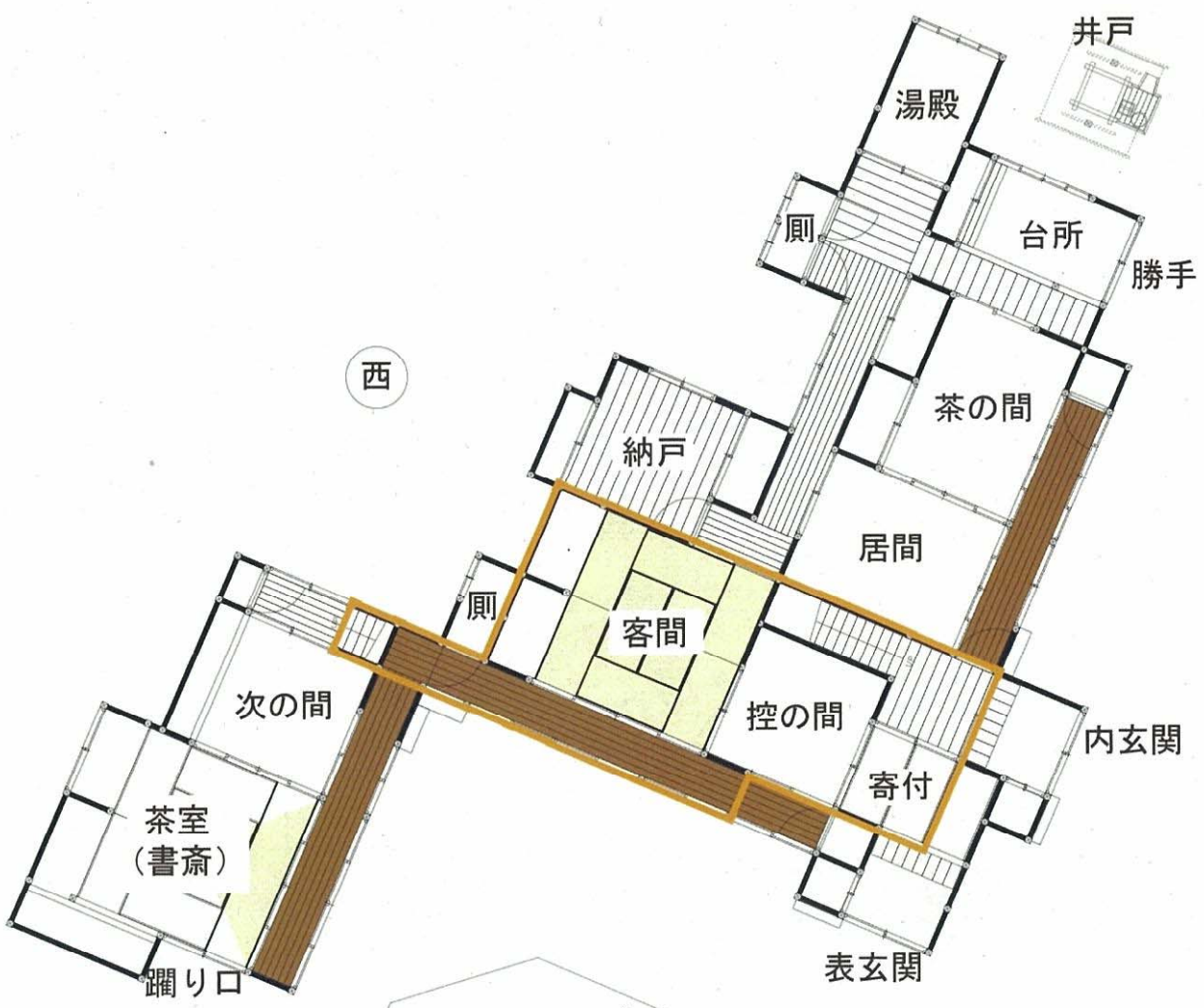
芥川^{てるこ}歌子氏（ご令孫）自筆コメント

あ	く	が	家	α	し	を	り	ん	
る		再	族	家	こ	受		だ	こ
の	北	現	一	は	こ	け	ゆ	家	の
で	区	で	同	彼	嬉	ま	く	の	度
は	区	き	が	の	し	し	ゆ	跡	、
な	社	れ	集	作	く	た	ゆ	地	田
い	任	ば	っ	家	有	。	は	を	端
か	の	文	た	活	難	そ	記	北	文
と	方	学	所	動	い	れ	念	区	士
繁	々	を	で	の	事	が	館	が	村
し	な	愛	も	場	だ	実	を	取	記
み	ど	好	あ	の	と	現	開	得	念
で	に	す	り	み	思	す	設	し	館
も	も	る	ま	た	い	ら	し	た	よ
あ	当	方	す	ら	ま	ば	た	と	り
り	時	々	そ	ず	す	遺	い	の	龍
ま	の	だ	の	芥	ら	族	と	話	之
ま	様	け	痕	川	ば	と	二	が	介
す	子	で	跡	の	遺	相	三	あ	の
	が	な			族	談	相		住
	伝								

芥川歌子



北



東



南

田端の家 間取り

整備予定地に関する諸条件について

(1) 整備予定地の概要

所在地	北区田端 1-20-9
区域区分	市街化区域
用途地域	第一種住居地域
防火地域	準防火地域
その他区域	第三種高度地区 (10m から規制がかかる)
前面道路	建築基準法第 42 条第 2 項道路
敷地面積	332.85 m ² (道路拡張用地含) 敷地部分 290.16 m ² セットバック部分 42.68 m ²
建ぺい率	60%
容積率	300% (前面道路の幅員により 160%)
日影規制	4 時間 / 2.5 時間
その他	埋蔵文化財包蔵地 区画整理の残存地区

< 補足 >

- 第一種住居地域であることから、客席があるもの（映画館、劇場、演芸場、観覧場）は建築できない。
- 高さは、通常なら 3~4 階のものが建つが、前面道路の幅員が 6m に満たないため（当該地は接道部 2 項道路）、博物館、美術館、資料館、展示場は延べ床面積 200 m² を超えるものは建築できない。【東京都建築安全条例第 10 条の 2】
- 計画建築物の階数が 3 階以上になる場合は、耐火建築物にする必要がある。

(2) 建築上の制約

- 延べ床面積 200 m² を超えるものは建築できない。
【東京都建築安全条例第 10 条の 2】

(3) その他関連法規上の制約事項

- バリアフリー法、東京都建築物バリアフリー条例、東京都福祉のまちづくり条例
博物館、美術館等を建築する際は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合には、そのうち 1 以上に、車いす使用者用駐車場施設を設けなければならない。
その他、建築物については、廊下や敷地内通路の幅（140cm 以上）、出入り口の幅（100cm 以上）、段差の禁止等、バリアフリーの観点による基準に適合させる必要がある。

「東京田端」

時雨に濡れた木木の梢。時雨に光つてゐる家家の屋根。
犬は炭俵を積んだ上に眠り、
鶏は一籠に何羽もちつとしてゐる。

庭木に烏瓜からすりの下つたのは、鑄物師香取秀真ほつまの家。

竹の葉の垣に垂れたのは、画家小杉未醒みせいの家。

門内に広い芝生のあるのは、長者鹿島龍蔵たつぞうの家。

ぬかるみの路を前にしたのは、俳人滝井折柴せつさいの家。

踏石に小笹をあしらつたのは、詩人室生犀星せいせいの家。

椎の木や銀杏の中にあるのは、

——夕ぐれ燈籠に火のともるのは、茶屋天然自笑軒てんねんじしやうけん。

時雨の庭を塞いだ障子。

時雨の寒さを避ける火鉢。

わたしは紫檀したんの机の前に、一本八錢の葉巻を啣くわへながら、
一游亭いちゆうていの鶏の画を眺めてゐる。

田端文士村記念館
TABATA Memorial Museum of Writers and Artists

田端にてうたへる

なげきつゝわがゆく夜半の菫畑

廿日の月のしづまんとす見ゆ

菫畑菫のほひの夜をこめて

かよふなげきをわれもするかな

シグナルの灯は遠けれど菫畑

駅夫めきつもわがひとりゆく

ぬばたまの夜空の下に菫畑

廿日の月を仰きどわがする

ぬばたまのごろばう猫は菫の香に

むせびむせびて啼けり夜すがら

菫畑菫をふみゆく黒猫の

あのとばかりきゆるなげきか

——芥川龍之介 井川恭宛書簡（大正五年二月十五日）

田端文士村記念館
TABATA Memorial Museum of Writers and Artists

